

# 法律の条文理解におけるアブダクションに関する一考察

## Abduction during understanding legal statutes

櫻井 成一郎<sup>†</sup>  
Seiichiro Sakurai

<sup>†</sup> 明治学院大学 法学部  
Meiji Gakuin University Faculty of Law  
sakurai@law.meijigakuin.ac.jp

### Abstract

This article presents abduction during understanding legal statutes. In order to understand legal statutes, law students must extract a legal rule which consists of a legal effect and legal requirements. Because of the deficit of some definition or condition, the law students must complete the deficit by abduction.

**Keywords** — Abduction, Legal Reasoning, Legal Statute

### 1. はじめに

法を学ぶ際には、体系的な知識として法を習得できるように、法体系を記した教科書や法律基本書を通じて学ばれることが多く、法学部や法科大学院も例外ではない。その反面、法学部の卒業生であっても、体系書に依存するあまり実際の条文を読んだ経験があまりないものも少なくない。著者ら[4]は法科大学院において、体系書に依らずに、条文のみを用いて条文を理解する授業を実践してきた。法律の条文は、要件・効果関係を記述したものが多く、要件・効果関係をルールとして記述させることによって法の理解の仕方を学ばせようとしてきたのである。条文のルール化に際しては、論理型プログラミング言語 Prolog を用いて、動作確認を行いながら、法科大学院生にルール化を行わせたところ、国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG)の第二部の大部分について、半年の授業で動作可能なルール群を作成することができた。この授業では、個々の条文ルールが単独で意味を持つのではなく、複数の条文ルールが関連することによって法体系が成り立っていることを実践的に理解できるので、法の意味の理解の仕方を学ぶ上でも有益であると考えられる。しかしながら、条文と条文の関連を考えることは法学部を卒

業した法科大学院生であってもそれほど容易ではない。なぜならば、条文中に明示的には記述されていない関係を考えなければ、条文と条文を関連付けられず、条文と条文の関係を仮説的に考慮するという事は、その思考過程がアブダクションに他ならないからである。アブダクションは、計算論的に効率的には計算不可能なことが知られており、それは人間も例外ではないのである。

法律学習者の学習目標は、条文の中に現れる法律関係や法律行為を抽出するとともに、抽出した法律関係や法律行為を結び付けることによって法的知識を構造化することである。法的知識の構造化を困難にする最大の理由は、コンピュータのための人工言語によるプログラムと異なり、法的概念間の関係が明示的に記述されない事が多い事である。コンピュータのためのプログラムであれば、トップダウンプログラミングにおいても、ボトムアッププログラミングにおいても、定義が完結することはプログラムが正常に動作するための必須条件として要求されるのに対して、法律の場合には、法的概念の定義でさえ、解釈者に委ねられることが少なくないのである。日々刻々と変化する社会の変容に追従できるためには、特定の状況に強く依存して立法するのは、解釈の多様性を失い、社会変化に対応できなくなる。それゆえ、条文中に記された要件を抽出し、その効果を同定しただけでは、条文のルール化は完成しない。たとえば、トップゴールとなることが少ない法律効果をヘッドに持つルールの存在意義は、当該法律効果が他の法律効果の要件となることであり、現実はそのルールがどのルールの子ルールとして機能するかを同定することが条文のルール化における課題

の一つとなる。ある法的概念がどの法的概念の要件として考えるのが尤もらしいのかは、解釈者に委ねられるために、初学者にとっては条文の理解を困難になるのである。

本論文で対象とするのは、法律初学者の学習過程であるが、高橋[1]が指摘するように、法律家は日常的にアブダクションを行っている。法律を学ぼうとしている初学者にとっても、法的三段論法と呼ばれる演繹推論が重要なことはもちろんであるが、アブダクションにより仮説的な結論を導いた後に、法的結論に対する演繹的な正当化を行う能力が求められるのであるから、アブダクションは法律を学ぶものにとっては重要な思考方法であると言える。本論文では、法的思考においてはアブダクションが重要な役割を果たすという立場で、法律専門家だけではなく、法律初学者においてもアブダクションが法的思考において重要な位置を占めていることについて考察する。その考察に基づき、法律の初学者の学習を支援するための方法について提案する。

## 2. 法解釈におけるアブダクション

法律の専門家による条文の解釈に関する推論はアブダクションとして説明することができる。たとえば、高橋[1]が指摘するように、刑法解釈のアブダクションとして暴行罪と傷害罪を考える。日本の刑法では、被害の程度に応じて暴行罪か傷害罪かの判断が分かれる。刑法204条では、傷害罪が「人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役または20万円以下の罰金に処する」と規定され、刑法208条では、暴行罪が「暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する」と規定されている。この二つの条文を読めば、素人であっても傷害に至れば、傷害罪となり、傷害に至らなければ、暴行罪となると解釈できる。被害者の被害程度に応じて、処罰内容も軽減されるので、合理的な条文のようにも思える。しかしながら、現実には「傷害」に関して刑法では明文の規定がないので、明らかな傷

害でない場合には、刑法204条を適用するのか、刑法208条を適用するのかは法曹の判断に委ねられることになる。もちろん法曹の恣意的判断により法的結論が導かれるわけではなく、どちらの条文を適用すべきかの推論においては、学説や判例が参照され、もっとも適切な判断が選択されることになるのであろう。学説では、「生理機能障害説」と「身体完全性侵害説」が対立している[2][3]ので、どちらの説を採用するかにより、被害者の状態に応じて法的結論が異なることになる。

この推論をより深く検討するために、プログラミング言語 Prolog のルールとして条文を形式化すれば、図1に示す条文知識 $\Sigma$ として表すことができる。たとえば、最初のルールは「暴行行為を行い、かつ、傷害に至らなければ、暴行罪とする」と読むことができる。図1の”:-“は「ならば」記号であり、”,”は「かつ」を表す。

暴行罪(X) :- 暴行行為(X), 非傷害(X). 傷害罪(X) :- 暴行行為(X), 傷害(X). 傷害(X) :- 身体完全性侵害(X). 非傷害(X) :- 生理機能障害(X).
---

図1 刑法の条文知識 $\Sigma$

Prolog プログラムとして見れば、図1の知識だけでは事実が与えられていないので、何ら結論は得られない。これをアブダクションとして推論すれば、ある行為 a (たとえば、頭髮切断行為) による被害が「身体完全性侵害(a)」という仮説を採用するか、「生理機能障害(a)」という仮説を採用するかによって法的結論が異なる。すなわち、仮説集合  $H = \{\text{身体完全性侵害(a)}, \text{生理機能障害(a)}\}$  とおけば、アブダクションにより図2の二つの解が得られることになる。図2の説明とは、アブダクションによる説明であり、ゴールの証明に真と仮定する述語集合である。言い換えれば、アブダクションでは、条件付き結論が導かれることになる。

解1：暴行罪(a) 説明：{生理機能障害(a)}
解2：傷害罪(a) 説明：{身体完全性侵害(a)}

## 図2 アブダクションによる解

上記のアブダクションでは、法的推論を単純化しているのだから、学説を選択しただけで、結論が導かれる結果となってしまう。しかしながら、実際には単に学説を選択して法的結論が導かれるのではなく、学説選択のための議論を経て学説が選択されることには注意が必要である。判決文の文言上は十分な理由が付されてなかったとしても、少なくとも単なる学説の選好のみで法的結論が導かれるわけではない。判決が確定する迄には、多くの判決の積み重ねが経られ、様々な議論を経た結果として判決が確定していくのである。いずれにせよ法の適用が一意に確定しているような典型的な事案でなければ、単純な法適用が行われることは少なく、法解釈においては様々な事案に対してアブダクションによる推論が行われていると思われる。

### 3. CISG 条文解釈におけるアブダクション

高橋[1]によれば、得られた法的結論の正当化が重要であり、条文を**保証**（トゥールミンの言う warrant）として、事実から結論を導くだけでなく、保証に対する**裏付け**（トゥールミンの言う backing）を与えることが必要となる。そして、裏付けの発見には、前述のようなアブダクションが行われることがあると言うのである。しかしながら、法律の初学者の場合には、前述のアブダクションで法的結論を得るということはあまり多くはない。むしろ、傷害の種類を記憶し、演繹的な推論により結論を得ようとするのである。すなわち、傷害の種類知識として、たとえば、{身体完全性侵害(a), 身体完全性侵害(b), 生理機能障害(c), ...}を図1のΣに追加してしまうのである。そうすれば、アブダクションのように正当化されない推論に依らずに、演繹推論の結果として法的結論を

得ることができるからである。

それでは、法律の初学者の場合には、アブダクションが用いられることはないであろうか。法律を学ぶものには、論理的思考ができる事が求められるわけであるから、演繹的思考ができるのはもちろんであるが、演繹的推論だけでは解決可能な範囲も限られてしまう。初学者によってアブダクションが行われる状況の一つが、一つの条項が単独で意味を持つのではなく、複数の条文が関連して意味を持つような条文の解釈場面である。このような条文の理解過程を、明治学院大学名誉教授吉野一は、法の体系化と呼んでいる。たとえば、図1に示した刑法204条と208条の場合も、条文単独で意味を理解したのでは不十分な場合であり、204条と208条の両方の意味を考えながら、「傷害」を解釈しなければならないのである。それゆえ、傷害についての事前授業なしに204条と208条を解釈させた場合には、初学者であっても図2に示したようなアブダクションが行われる可能性も考えられる。図1のΣにおいては、204条と208条が同時に適用されることがないように、傷害の定義がなされることを前提にして知識が記述されているが、傷害をどのように定義するかあるいは解釈するかということが実際には重要なのである。

筆者らは法創造教育の観点から、事前授業なしでCISG 条文を理解するという授業[4][5]を法科大学院の授業で実践してきた。CISG は、大陸法でも英米法でも利用できるように配慮して作成された国連条約である。CISG の第二部は契約の成立にかかわる条文がまとめられている。第二部全体で11条から成っているのだから、第二部全体を理解するには条文数が決して多くはない。第二部の条文の多くは意思表示の効力を規定しているのだから、条文理解においては意思表示の効力に基づいて知識を整理していくことになる。実際、条文の予備知識なしでも法科大学院生（以下では院生）は図3に示すような初期知識ベースを構築することができる。

成立(契約(A,B), T) :- 効力発生(承諾(B,A,申込), T).
効力発生(承諾(B,A,申込), T) :- 到達(同意(B,A,申込), T).
効力発生(申込(A,B,売買), T) :- 到達(申込(A,B,売買), T).

図3 初期知識ベース

図3に示した初期知識ベースは条文にほぼ忠実に定式化したものである。Prologのルールを書き方を事前に教えるだけで、ほとんどの院生は容易に図3と等価な知識ベースを作成できる。しかしながら、図3の初期知識ベースに示された条文理解はまだ不十分であり、現実問題に対応できない場合がある。すなわち、図4に示す、CISGの第二部に関する知識を整理する際のポイントが考慮されていないからである。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「契約成立」の要件は何か</li> <li>2. 「取りやめ」の効果は何か</li> <li>3. 「撤回」の効果は何か</li> </ol> |
|---|

図4 CISGの第二部のポイント

図4に示したポイントについて事前授業で講義してしまえば、条文を直接理解するのは比較的容易であろう。たとえば、意思表示の効力についての知識を有する法律家であれば、すぐに各事象の時系列に沿って意思表示の効力については理解出来てしまう。しかしながら、院生のように意思表示の効力に関する事前知識が十分でない場合には、事前知識なしにこれらのポイントについて独力で理解するのはそれほど容易ではない。図4のどのポイントも複数の条文の関連付けを考慮しなければならないからである。院生に対しては、解決のためのヒントとして具体的事例を与え、具体的事例においてどのような法的結論が妥当であるかということを考えさせれば、図4のポイントに関してほぼ独力で受講者全員が条文の理解に到達できていた。

院生の条文理解過程について更に詳しく考察しよう。初期知識ベースを「申込みの取りやめ」に適用しようとする、その時点ですまなくことになる。申込みの取りやめとは、申込みの効力が生

ずる以前に申込みをなかったものにするのである。したがって、申込みの効力が生ずる以前に、申込みの取りやめの意思表示が相手方に到達すれば、申込みは取りやめることができる。その結果として、「取りやめ」の効果は申込みの効力発生を妨げることであることになる。効力発生を妨げることは、Prologの失敗による否定により形式化できるので、失敗による否定の考え方を教授しておけば、「取りやめの効果」についてはルールとして組み込むことができる。しかしながら、「取りやめの効果」によって「申込みの効力が発生しなかった」という事実を、知識ベースの中に取り込めない院生が多かったのである。すなわち、「申込みの効力が発生しない」ことによって、何が生じるのかということが想像出来ない院生が多かったのである。これに対しては、「申込みの効力が発生しない」ことによって何がもたらされるのかということを見出すために、部分的に完成した知識ベースを用いて、推論実験を繰り返させる。その結果、何が不都合なのかが判明し、申込みの効力が発生しないにもかかわらず、「契約成立」が証明できてしまうことに不自然さを感じるようになる。言い換えれば、申込みの効力が生じない場合でも契約が成立してしまうという事実気付くのである。この事実気付くと、申込みの効力をどのルールの要件として関連付けるかによって、図5に示すように、院生の作成する知識ベースは大きく二つに分かれることになる。一つは申込みの効力を承諾と関連付けるものであり、もう一つは申込みの効力を契約成立と関連付けるものである。この二つの知識ベースは、機能的に見れば、等価であり、特段の優劣が存在するわけではない。

<p><b>(a) 承諾と関連付けた知識ベース</b>          成立(契約(A,B), T) :-              効力発生(承諾(B,A,申込), T).          効力発生(承諾(B,A,申込), T) :-              効力発生(申込(A,B,売買), _),              到達(同意(B,A,申込),T).          効力発生(申込(A,B,売買), T) :-              到達(申込(A,B,売買),T).</p>
<p><b>(b) 契約成立と関連付けた知識ベース</b>          成立(契約(A,B), T) :-              効力発生(申込(A,B,売買), _),              効力発生(承諾(B,A,申込), T).          効力発生(承諾(B,A,申込), T) :-              到達(同意(B,A,申込),T).          効力発生(申込(A,B,売買), T) :-              到達(申込(A,B,売買),T).</p>

図5 分化する知識ベース

院生が作成する知識ベースが分かれるのは、図6に示すような、院生によって条文に対する解釈が行われたからであると考えられる。図6中の括弧書きの部分が院生によって解釈として補われた部分であり、元々の条文を限定的に解釈したものとと言える。

<p>第一八条二項 (有効な) 申込みに対する承諾は、同意の表示が申込者に到達した時にその効力を生ずる。          第二三条 契約は、(有効な) 申込みに対する承諾がこの条約に基づいて効力を生ずる時に成立する。</p>
---

図6 解釈された条文

院生の行った条文解釈は、2節で示した法解釈におけるアブダクションとは異なっている。法解釈におけるアブダクションでは、トゥールミン図式[7]において、事実から法的結論を導き出す際に、条文を保証とすれば、保証の裏付けを発見するアブダクションであった。それゆえ、論理プログラムにおけるアブダクションに容易に翻訳できた。

一方、院生の行った条文解釈は、図5に示したように、ルールの要件を追加するというプログラムの修正を含んでいる。もちろん、解釈候補となるルール群を予め用意しておけば、論理プログラムにおけるアブダクションに翻訳はできるが、院生の思考を説明するには不十分である。次節では、院生の行った条文解釈についてさらに考察する。

#### 4. 仮説としての知識ベース

院生の思考をモデル化するために、トゥールミンの議論図式の当てはめを考えよう。トゥールミンの議論図式は、元々一般の議論をモデル化するために考案されたものである。議論によって自らの結論を正当化しようという態度を院生自身が身に付けていれば、トゥールミンの議論図式が当てはまるはずである。院生の条文解釈においては、トゥールミンの言う data (法解釈の場合、事実) と claim (法解釈の場合、法的結論) は何が適当であろうか。院生の条文解釈といえども、条文解釈と同様に、data としては具体的事実を、claim としては法的結論をとらえるのが自然であろう。すると、具体的事実から法的結論を導くための保証を仮説としてアブダクションしていることになる。法律家の条文解釈であれば、条文の解釈が定まっており、条文を保証として用いることができた。院生のように条文解釈が定まっていなければ、解釈条文自体が院生によって異なることになる。すなわち、院生の条文解釈においては、保証としての知識ベースを仮説としてアブダクションしていると考えられる。保証の裏付けとなるのが、推論実験ということになる。この対応付けを表1に示す。

表1 トゥールミン図式の対応付け

トゥールミン図式	法律家の条文解釈	院生の解釈
data	事実	事実
claim	法的結論	法的結論
warrant	条文 (法規範)	知識ベース
backing	解釈根拠	推論実験

表1の対応付けに従えば、院生の条文解釈においては、背景知識の不足から、推論実験の試行錯誤によって裏付けを得ようとしていることになる。また、このような思考方法は、法律家の思考方法であるIRAC[7]にも通じるものである。院生や法学の初学者であっても、保証や裏付けを示すことによって、自らの主張を正当化するという態度は法を学ぶものとして重要である。既知のひな形を当てはめるだけの単なる形式的な正当化ではなく、議論によって自らの主張を正当化できるようにしなければならないのである。

## 5. 条文解釈・理解の支援に向けて

院生の条文解釈過程は、議論過程として見ることができる。院生の場合には、論述のための十分な事前知識を有しないために、推論実験をすることを通じて、仮説間の優劣を評価することになる。それは仮説である知識ベース毎に、事例を切り替えて、何が推論できて、何が推論できないのかということと比較し、自らの考え方と最も整合する仮説を選択するのである。これは結局、仮説間の優劣を、仮説の論理プログラムとしての意味すなわちモデル（演繹可能な事実集合）により評価していることに他ならない。この事実から示唆されることは、条文解釈・理解を支援するためには、仮説である知識ベースのモデルを容易に比較できるようにすることが望まれることになる。だからといって、知識ベースのモデル全体を提示する必要はなく、いくつかの述語に関して知識ベース毎の違いがわかれば十分である。したがって、望まれる条文解釈・支援システムでは、(1)事例集合、(2)仮説集合（知識ベースの候補）、(3)ゴール集合を入力として、各事例のゴール推論結果が仮説集合毎にどのように異なるのかということを示せれば良い。現在、この考え方に基づいた条文解釈・支援システムを作成中である。但し、これは仮説生成に成功していることが前提であり、仮説生成自身の支援についてはさらに検討する必要がある。仮説生成の支援については今後検討したい。

## 6. おわりに

本論文では、筆者らが法科大学院の授業を通じて得られた知見を基にして、院生の条文解釈におけるアブダクションについて考察した。トゥールミンの議論図式にあてはめれば、院生の条文解釈は保証、院生の条文理解としての知識ベースのアブダクションであると見ることができる。提案した条文解釈支援システムについては未評価であるので、今後の課題としたい。

## 謝辞

本研究は、科研費(24650568)によっている。

## 参考文献

- [1] 高橋, (2011) “法的議論における発見の論理・序説-法解釈論争が残した知的遺産の継承と発展に向けて-”, 明治学院大学 法学研究, 第91号, pp. 1-44.
- [2] 萩原, (1977) “傷害の意義——胸部打撲痛と身体傷害——”, ジュリスト増刊(刑法の判例〔第二版〕), pp. 223-228.
- [3] 夏目, (1984) “傷害の意義”, 別冊ジュリスト 83 刑法判例百選II各論〔第二版〕, pp. 14-15.
- [4] Yoshino and Sakurai, (2005) “A knowledge-based Systems Approach to Educating Creative Legal Minds”, Proceedings of ICAIL-05 Workshop Artificial Intelligence and Legal Education, pp. 1-8.
- [5] 櫻井, (2007) “Web を利用したリーガルマインド教育”, 法とコンピュータ, No. 25, pp. 11-18.
- [7] 加賀山, (2012) “法教育の必要性とその実現方法-トゥールミン図式の特異化(法的議論のモデル図式)とその応用-”, 明治学院大学法科大学院ローレビュー, 第16号, pp. 3-36.